

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟一控訴審

No. 34
2026年1月

2026年1月28日(水)14時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第17回口頭弁論が行われました。この日、いつもは空いている裁判所の駐車場が、大雪による堆雪で満車。駐車場を探して停車後、15分遅れで裁判所に着いた時には、裁判が終わっていました。そのあと弁護団の説明会には参加できたので、資料をいただき、原告の意見陳述やこの日の進行を知ることができました。そして、たとえ15分という短い時間でも、法廷で、原告本人の声で意見陳述を聞き、その場の空気を感じ、裁判長や被告代理人の表情を見ている時と、法廷に行けずただ文字だけを読むのでは、受け止め方がまったく違う、ということがよくわかりました。この裁判で原告による意見陳述を続けてきた意味を、改めて理解できた気がします。さて、この日、傍聴に訪れた人は15名ほど。そして、次回3月23日(月)が結審となりそうです。

■原告の意見陳述

結審を前に、この日の意見陳述で原告は、今、国が示す原子力政策を踏まえて、この裁判に何を求めるのかを、訴えていました。

2011年に原発事故が起こった時、誰も責任を取らず、その危険性まで歪められる現実を目の当たりにしてきた時に、個人として親としてどう行動するかを選択を突きつけてきたのは、国であり東電に他なりません。(中略)

私たちは被曝し、今現在も、当時降り注いだ放射性物質はなくなっていない。このような事故や同じような苦しみに、誰もが今後、2度と遭うことがないことを願っていますが、原子力発電を続けている現状では、いつかは必ず起こります。その時には、誰が責任をとり、どう対応するのか、しっかりとこの裁判でその責任を明確にされることを希望します。

裁判を傍聴していた友人は、最初、陳述を聞きながら手元にある意見陳述の資料を目で追っていましたが、顔をあげ、裁判長を見ると、原告の方を向き、うなずくように前後に体を揺らしながら話を聞いていた、と教えてくれました。

■東京電力の主張 「弁済の抗弁」

前回お伝えした、「弁済の抗弁」に関する主張が東京電力から出されました。内容をだまかにお伝えすると、原告個人ではなく原告世帯ごとに既払い金を差し引きたい、と主張しています。わかりやすい数字で説明すると…

例：原告 ○山さん(夫) 既払い金 30万

原告 ○山さん(妻) 既払い金 10万

2人にそれぞれ20万円の賠償が確定した場合、夫に[既払い金30万-賠償額20万=10万円の過払い]があるため、その10万を妻の賠償に充てる。つまり、夫婦に支払う賠償金は差し引き0円、ということです。既払い金には、財産的損害に対するもの、精神的損害に対するものそれぞれがあると思いますが、その区別はしない、とも主張しています。弁護団はこの件に対し反論を提出すると思いますが、最終的に裁判所がどう判断するのか気になるところです。

■最高裁への上告



最高裁判所は今年の1月22日付で、仙台、山形、東京、横浜、千葉、新潟、名古屋(2件)、京都の9件の同様の訴訟の上告を退けました。いずれも、高裁判決を不服として上告したのですが、9件すべてに「国の賠償責任は認めない」という判断が確定しました。北海道訴訟では、先行訴訟では行っていない、つまり、最高裁判所でも判断を下していない「SA対策懈怠に対する国の責任」を求めています。この主張が認められ勝訴となればよいですが、認められなかった場合に最高裁へ上告するかどうか、それを判断する時間は2週間しかないそうです。第一審では触れられることがなかった「SA対策懈怠」に対しどういった判断がされ、判決文に「どう、書かれるのか」が、とても重要になるようです。

■次回結審

第18回口頭弁論期日は3月23日(月)14時開廷、この日、結審となり、判決日が伝えられるかもしれません。原告と弁護団長の意見陳述も行われます。もしかしたら、年内に裁判が終わるかもしれません。北海道での口頭弁論、最後の傍聴の機会です。ひとりでも多くの方と、傍聴席でお会いできることを願っています。

傍聴人 金榮知子